

## 令和6年度島根県男女共同参画審議会

日 時 令和6年10月21日(木) 13:30～15:50  
場 所 松江商工会議所 大集会室  
出席者 委員13名 会場現地 天野真委員、大賀開翔委員、岡崎真由子委員、  
景山誠委員、梶田めぐみ委員、河野美江委員、  
鈴木圭委員、諏訪智子委員、瀧加奈恵委員、  
灘和夏奈委員、野坂啓介委員、宮原展子委員、  
森脇健二委員  
(欠席：大羽ミヤ子委員、橋本博志委員)  
事務局 周藤女性活躍推進統括監、田邊女性活躍推進課長 ほか

### ○女性活躍推進課長補佐

ただいまから令和6年度島根県男女共同参画審議会を開会いたします。

本日の進行を務めさせていただきます女性活躍推進課の富田と申します。どうぞよろしくお願ひします。

開会に当たりまして、周藤女性活躍推進統括監が御挨拶申し上げます。

### ○女性活躍推進統括監

失礼いたします。皆様こんにちは。本日は御多用のところ、御出席いただきまして、お礼を申し上げます。また、日頃から島根県の男女共同参画行政につきまして御理解と御協力を賜り、重ねてこのたび島根県男女共同参画審議会委員への御就任について御快諾をいただきまして、誠にありがとうございます。

この審議会の任期は、本年6月1日からの2年間となっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、県では最上位計画である島根創生計画に基づき、人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根の実現に向けて、この審議会の所管事項であります女性活躍、男女共同参画の推進を始めまして、各種施策に展開をしております。現在の計画が今年度が最終年度でございますので、県民の皆様の御意見を伺いながら令和7年度から11年度までの5か年を期間とする第2期計画の策定作業を行っているところでございます。また、島根県男女共同参画計画につきましては、先ほどの島根創生計画も踏まえまして、令和4年3月に第4次計画を策定しており、この計画も折り返しの3年目となっております。

本日は、昨年度の実績と今年度の事業について、委員の皆様方に御説明をさせていただきます。また、令和8年度には、第4次計画に続きます新たな計画の検討に着手する予定

でございますので、その基礎資料とするため来年度は県民の皆様、企業の皆様を対象とした意識・実態の調査を行う予定でありますので、後ほど御説明をさせていただきます。

委員の皆様方には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### ○女性活躍推進課長補佐

本日の資料について確認をさせていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

資料は事前に郵送させていただいております資料になりますが、次第、出席者名簿、配席図、そして右肩に資料番号をつけておりますが、資料1-1から1-3、資料2-1から2-9、資料3、資料4-1、4-2、最後に資料5となっております。

また、本日差し替えを机に置かせていただいております、差し替え資料の確認をお願いいたします。まず、資料2-3と2-4、男女共同参画に関する県民の意識・実態調査に係るものです。変更した箇所でございますが、問8、12、13、14、23におきまして、配偶者（事実婚含む）としておりましたが、それを配偶者（事実婚、パートナー等を含む）に変更しております。また、問12-2で選択肢の5番で、公的な機関（市役所等）としておりましたが、ここを、公的な機関（市町村役場等）に変更をさせていただいております。次に、資料2-6と2-8、職場における女性活躍に関するアンケート調査に係るものです。社員向けのアンケートの問1、（3）で、配偶者（事実婚含む）とありますのを、同じく、配偶者（事実婚、パートナー等含む）に変更しております。本日はこの差し替え後の資料で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、資料に過不足がありましたらお知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。ないようですので、次に進めさせていただきます。

本日の出席者につきまして、出席者名簿を御覧ください。本日、島根県連合婦人会理事の大羽委員、隠岐の島町地域振興課長の橋本委員、お二人が急遽所用により御欠席されます。本日、会場にて13名の御出席をいただいております。また、オブザーバーとして公益財団法人しまね女性センター理事長の多々納道子様にも御出席いただいております。

そのほか、出席者名簿に記載しております関係課の職員が出席しております。

次に、本日は今年6月から新たに審議会の委員に御就任いただいた皆様の初顔合わせとなりますので、議事に入る前に皆様から一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。恐

れ入りますが、名簿順で、時間の都合もございますので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

○天野委員

公益社団法人日本青年会議所中国地区島根ブロック協議会で2024年度、会長をさせていただきますと申します。島根県内には9つの青年会議所がありまして、それを統合して各青年会議所を支援することを目的に活動させていただいております。この会議においていろいろな知見や意見が皆様のお役に立てれるように頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○大賀委員

島根県立大学地域政策学部の公募委員の大賀開翔と申します。しっかり皆様の御意見を聞きながら学ばせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○岡崎委員

島根県弁護士会から参りました、弁護士の岡崎真由子と申します。よろしく申し上げます。普段、実務上仕事をしながら、どうしても女性弁護士なので女性の依頼者さんが女性に相談したいと言われて案件が多く、家庭の問題も入ることが多い中で女性が受けるのはしんどいこともありますけど、逆の立場の男性側の話も聞く機会が増えております。そういう中から感じることをこの審議会でも発言できたらと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○景山委員

労働組合連合島根の景山と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○梶田委員

このたび初めてこのお仕事をさせていただくことになりました、私、島根県私立中学高等学校連盟で副会長をしております、松徳学院の梶田と申します。中高連の会長、水谷厚志先生から後を引き継いでこちらにお邪魔させていただくことになりました。中高連でも副会長の女性は初めてということで、そういった視点からいろいろと御意見など出させていただけたらなと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○河野委員

島根大学、SDGs、ダイバーシティ担当副学長の河野と申します。島根大学では以前は男女共同参画という名前でしたが、今はダイバーシティに変わっておりますが、島根県では男女共同参画について意見を述べさせていただけたらと思っております。どうぞよろしくお

願います。

○鈴木委員

島根労働局から参りました鈴木と申します。当局は、厚生労働省の出先機関ですが、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など関係する法律も所管しておりますので、微力ながら御協力できたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○諏訪委員

J Aしまねの女性部の副部長をしております諏訪と申します。よろしくお願いいたします。

○瀧委員

山陰中央新報社編成局整理部の瀧と申します。編成局というのは、記事を書くというよりは書いた記事を紙面に作り上げる、見出しを作ったりレイアウトしたりというような職場で働いております。私は引き続きになります。どうぞよろしくお願いいたします。

○灘委員

このたび公募委員として任命されました灘和夏奈といいます。ふだんは島根県立大学地域政策学部に所属しております。このような場に参加するのが初めてなのでとても緊張しておりますが、私自身も学びを深めていけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○野坂委員

島根県医師会の野坂啓介と申します。よろしくお願いいたします。このたび新しく委員になりました。島根県医師会の男女共同参画委員会役員と、また、日本医師会の男女共同参画フォーラムが毎年度開催され、その会にも参加しております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○宮原委員

私もこのたび新たに委員に加えていただきました、いっしょに子育て研究所の宮原と申します。2001年から助産師のおぼと共にこの会社を立ち上げまして、一貫して地域の子育て支援事業というところをやっております。今は学童保育が大変ニーズが高まっております。イクメンですとか育児休暇を取られるお父さんが増えてこられて、私たちの施設に夫婦で来られる方も大変多くなっており、子育て支援というところが非常に広がりを持っているなということは感じていますが、一方で、お父さんの難しさっていうところも聞こえているところですので、何かいいお話ができればと思っております。よろしくお願いいたします。

○森脇委員

島根県経営者協会の森脇です。よろしくお願ひします。働き方改革とか様々な経営者側の立場でいろんなことを進めさせていただいております。引き続きよろしくお願ひいたします。

○女性活躍推進課長補佐

ありがとうございました。

議事に入ります前に、審議会の成立について御報告いたします。本日は、委員15名中13名の御出席をいただいております。島根県男女共同参画推進条例第24条で定める、定足数の過半数に達しておりますので、本日の審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

また、島根県では、個人情報を取り扱う場合など特別な理由がある場合を除きまして、原則公開で行うよう条例で規定しております。このことから、本会議につきましても従来より公開とさせていただいております。あわせて、議事要旨につきましても、後日、県のホームページに掲載することとしておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、これから議事に入るに当たり、本会議の議長は島根県男女共同参画推進条例第24条第1項の規定により、会長に務めていただくことになっております。今回は最初の審議会ですので、次第の2番、会長、副会長の選任につきましても、事務局が進行をさせていただきます。

島根県男女共同参画条例第23条第5項によりまして、審議会に会長及び副会長を置くことになっております。会長、副会長は委員の皆様の互選によって定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

岡崎委員、お願ひします。

○岡崎委員

会長と副会長についてですけれども、私からは引き続き会長を河野委員に、副会長を森脇委員にそれぞれお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○女性活躍推進課長補佐

岡崎委員、ありがとうございます。

ただいま岡崎委員から、会長を河野委員に、副会長を森脇委員にお引き受けいただきたいと御発言がありました。皆様いかがでしょうか。（賛同を確認）

ありがとうございます。

御賛同いただきましたので、河野委員、森脇委員、御就任をいただけますでしょうか。

(賛同を確認)

ありがとうございます。

それでは、河野会長と森脇副会長、席のほうを移動していただきまして、その後、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○河野会長

改めまして、このたび会長を仰せつかりました島根大学の河野でございます。先ほど、島根大学、ダイバーシティに変わりましたと申し上げましたが、前回の第4次計画のときに「女性もきらめく」というところでいろいろな議論が噴出したことを思い出します。これからまたアンケートなどを行って、第5次に向かってということですが、その状況がどう変わっているのか、どういうふうになればいいのかを引き続き、皆さんと話し合っていけたらと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○森脇副会長

副会長を仰せつかりました森脇です。微力ながら務めさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○女性活躍推進課長補佐

ありがとうございました。

では、ここからの議事の進行につきましては、島根県男女共同参画推進条例第24条の規定により、河野会長にお願いをいたします。

○河野会長

よろしくをお願いします。

それでは、お手元の次第に従って進行させていただきます。

初めに、議題の(1)苦情処理専門部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

○女性活躍推進課長

島根県女性活躍推進課の田邊です。本日はよろしくお願ひいたします。

私のほうから、資料1-1から1-3によって、苦情処理専門部会について御説明をさせていただきます。

最初に、資料1-1、島根県男女共同参画推進条例の4ページを御覧ください。中ほど

第20条において、県が実施する施策に関する、男女共同参画についての県民の方や事業者の方からの苦情の申出の処理に当たっては、審議会の意見を聴くことになっております。

次に、資料1-2、島根県男女共同参画審議会要領の1ページの第5条を御覧ください。審議会にこの処理に当たる苦情処理専門部会を設置するものとされておりまして、2項で5名以内の委員で構成するとなっております。苦情処理専門部会の委員の選出につきましては、上の第3条に規定されておりまして、会長が委員を指名し、部会長と副部会長は専門部会の委員の互選により定めることとなっております。

次に、資料の1-3を御覧ください。苦情に係る事務処理につきましては、この県民又は事業者からの施策に対する苦情の申し出に係る処理要綱で定めております。

3ページの苦情処理フローを御覧ください。申出者は、①窓口である女性活躍推進課に書面やメールで申出をされます。女性活躍推進課は、④施策担当課と処理について協議をし、左の欄、苦情処理専門部会で調査審議をいただき、戻りまして、⑦の部会の意見を踏まえ、担当課と対応を協議し、⑩女性活躍推進課から申出者へ回答を行う流れとなっております。

なお、苦情処理の窓口については、県のホームページで県民の皆様に対し周知をしておりますが、平成19年7月以降については、この窓口へ意見は寄せられておりません。

苦情処理専門部会の設置についての説明は以上となります。

○河野会長

ありがとうございました。

それでは、苦情処理専門部会の委員5人については、会長が指名することとなっておりますので指名させていただきます。まず、副会長の森脇委員、法律の分野から岡崎委員、報道の分野から瀧委員、教育の分野から梶田委員、地域活動の分野から天野委員。以上5人の方をお願いしたいと思います。皆様どうぞよろしく申し上げます。

なお、専門部会には部会長及び副部会長を置き、委員の互選によって定めることとなっておりますので、審議会終了後、委員の皆様で選出していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、このことについて何かございますでしょうか。

それでは次に、議題の(2)次期男女共同参画計画に向けた調査について、事務局から説明をお願いします。

○女性活躍推進課長補佐

失礼いたします。女性活躍推進課の富田でございます。私のほうからは、議題の2番目、次期島根県男女共同参画計画に向けた調査について説明させていただきます。

資料2-1を御覧ください。来年度に実施を予定しております2つの調査の概要となります。1つ目が、男女共同参画に関する県民意識・実態調査、2つ目が、職場における女性活躍に関するアンケート調査です。

まず、調査の目的でございますが、県ではこの2つの調査を、前は令和元年度に実施しております。現状を経年的に把握することで県の施策をより一層充実させること、そして令和8年度に策定を予定しております次期計画、第5次計画の基礎資料とすることを目的としております。

調査の設計につきましては、意識・実態調査は、島根県内に居住する満18歳以上の2,000人を対象として、選挙人名簿による層化二段階無作為抽出法で抽出をいたします。女性活躍のアンケート調査は、島根県内の企業1,000社を対象としておまして、経営者向けを1通、社員向けを男性社員と女性社員各1通を送付いたしまして、総務省の事業所母集団データベースから無作為抽出をいたします。調査方法ですが、調査票は郵便により配布をしまして、回答は郵送とWEBのどちらかを選んで御回答いただきます。実施時期は令和7年7月頃の予定です。調査項目の基本的な考え方ですが、時系列的な分析を必要とする項目がほとんどになりますけれども、基本的には令和元年調査と同じ内容としつつ、時代の変化に即して必要な追加や変更をいたします。また、意識・実態調査は国も行っておりますので、国との比較ができるよう国に合わせる項目もございます。調査票案につきましては後ほど説明をいたします。

調査主体は島根県、調査の実施、データの集計は、専門業者へ委託をいたします。

次に資料2-2を御覧ください。スケジュール案としてお示しするものでございますが、本日10月21日、当審議会で調査素案の説明をさせていただきます。頂戴した御意見を踏まえまして修正をいたしまして、2月の県議会で説明をいたします。令和7年度に入りまして、調査票（案）の最終調整をしまして、7月頃調査を実施します。10月頃、調査結果の集計や整理をいたしまして、調査結果の概要（案）を作成し、当審議会で御報告をいたします。最終的な報告書につきましては、2月の県議会で報告し、3月、県民の方へ公表をいたします。令和8年度は、この調査結果を踏まえまして、第5次計画の策定作業に入って行く予定としております。



続きまして、資料２－３を御覧ください。意識・実態調査につきまして、前回の令和元年の調査項目、今回の令和７年の調査項目（案）を比較した新旧対照表となっております。前回と比べて変更するところは赤で記載をしております。

続いて、資料２－４ですけれども、実際の調査票の案になります。変更点は赤で記載をしております。

また、資料２－５として、前回調査の結果概要をつけております。本日は説明いたしませんので、また御覧になっていただければと思います。

資料２－３の新旧対照表、これもお手元に並べていただきまして、説明は資料２－４の調査票案で説明をさせていただきたいと思っております。資料２－４、１枚めくっていただきまして、下にページを記載してございます。

１ページ目を御覧ください。問１、問１－２は、各分野での男女の地位の平等感を答えていただくものです。これは国の調査項目と全く同じになっております。今回は変更しない予定としております。次に問２、固定的な性別役割分担意識についてです。１の「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」については国の調査でも聞いているものになります。２、３、４、５のところにつきましては、国の調査にはありませんで、県で独自でお尋ねをしているものになります。今回、ここは変更しない予定としております。

２ページ目、問３、問３－２は、県の施策への女性の意見の反映度についてお伺いをしております。ここも変更をしない予定としております。問４、これは女性と仕事についてどう考えるかをお尋ねするものです。これも国の調査にある項目になっております。問５、５－２につきましては、女性の働き続けやすさをお尋ねするところになります。これは国の調査票にはない項目になっておりますけれども、県としましてはこれを重要な指標として定めておりますし、これまでも聞いているものでございまして、今回も変更はせず、このままとしております。

次に問６、問６－２になります。ここは仕事、家庭、個人等の優先度についてお聞きしております。希望、それから現状はどうなのか、それぞれ聞いております。これも国の調査にはありませんが、県では継続して聞いておりまして、変更なしの予定にしております。

問７につきましては、国は平成２０年の調査を最後に削除している項目になります。ワーク・ライフ・バランスについてですが、県としましては重要課題としておりますので、経年比較をするために残して実施したいと思っております。次、問８は家庭の中の分担についてお尋ねをするものです。変更点ですけれども、問８は配偶者のいらっしゃる方のみ

答えていただくものであります。これまでは、配偶者（パートナー）のいらっしゃる方にしておりました。パートナーというのが、恋人だったり仲間だったり非常に広いものになりますので、事実上、婚姻関係と同様の状態にある方ということが伝わるように、配偶者（事実婚を含む）と変更する案が出ました。ここはもちろん同性パートナーの方で事実上婚姻関係と同様の状態にある方も含まれるのですが、同性のパートナーもということがより分かるように最終的に配偶者（事実婚、パートナー等を含む）という案にしております。問12以降にも出てまいりますけれども、同じ考え方になります。

5ページの問9、問10のところです。ここは男性の家事・育児・介護への参画について、新設をしたいと考えております。この2つは県政世論調査の設問としまして、昨年、令和5年度に盛り込んだ項目でございました。その後の変化も見するために本調査項目にも入れたいと考えております。次、問11からは、セクハラ、それからDVの項目になります。問11はセクハラの実験を聞くものでして、変更なしとしております。

問12はDVの実験について聞くものです。ここで配偶者（事実婚、パートナー等を含む）という表現にしたり、その他文言の修正をしております。問12-2は完全に新設の設問としております。これは令和4年3月に策定をいたしました第4次島根県男女共同参画計画、この数値目標としまして、新たにDV被害者が相談した割合、これを数値目標として設定をさせていただきました。ですので、本調査で実態を把握するため、この設問を入れたいと考えております。

次のページに行きまして、問13です。DVが起こる背景や要因についてです。問14はデートDVの実験を聞くものです。ここは内容等変わりませんが、文言について整理をしております。問15です。DVまたはデートDVに係る講習会などの受講状況を聞くものです。問16、こちらは女性の暴力をなくす方策についてどうしたらよいか聞く項目です。15、16につきましては選択肢を追加したり、文言を整理しております。次に、問17です。男女共同参画に関する行政への要望につきまして、これは選択肢について、同様に国の調査でこのような設問があるんですけれども、これまで県のほうにはなかった項目を国の調査に合わせる形で追加をする変更をしております。

次のページ、問18です。用語等の認知度についてです。国は令和4年度の調査からこれと同様の設問をやめているところがございますが、本県としましては引き続き認知度を確認したいということで残す案としております。

11ページ、問19以降は回答者自身について答えていただくところになります。問1

9は性別になります。これは自認されている性別を女性か男性かということでお答えいただくのですが、前回、その他にしております、その他というのは配慮が足りないということもあり、男性、女性以外のその他の性自認という表記にする案にしたところでございます。問20については、年齢を5歳刻みの中から選んでいただきます。問21はお住まいの市町村を聞くものです。問22、これは現在の仕事を職種から選んでいただくものです。変更はありません。この後、前回までは配偶者の職業も聞いておりましたが、それはもう不要ではないかというところで、今回は削除をしております。

問23については、配偶者の有無についてお聞きしております。選択肢の整理をしております。問24につきましては、世帯の状況を聞くものです。選択肢を明確化するために文言を変更しております。ここまでが男女共同参画に関する県民の意識・実態調査の説明となります。

#### ○女性活躍推進課長補佐

続きまして、職場における女性の活躍に関するアンケート調査について説明をさせていただきます。女性活躍推進課の樋口と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど資料2-1のところでは富田が申しましたように、こちらの企業向けのアンケート調査は、県内の企業1,000社に対しまして、経営者向け1通、男性社員、女性社員、それぞれ1名ずつの社員向け2通を送付して実施することとしております。調査の内容につきましても、先ほど申しましたように、時系列的な分析を必要とするものについては基本的に前回、令和元年調査のとおり引き続き調査することとしまして、時代の変化などに即して質問項目や回答項目を追加、修正、削除してアンケートの案を作成しております。資料2-6が前回調査との新旧対照表となっております。比較の表でございまして、修正点を赤く、赤字で書いたりしております。資料2-7が経営者向けアンケート、資料2-8が社員向けアンケートの案となります。前回調査との細かい比較については、資料2-6の新旧対照表にまとめておりますけれども、基本的にアンケート案に基づいて変更点を中心に説明をさせていただきます。

まずは、経営者向けアンケートです。2-6の新旧対照表に併せまして、2-7を御覧いただければと思います。前回調査との変更箇所は朱書きにしておりますので、御確認いただければと思います。

まず1ページ目の問1、2は、企業の概要や社員の状況を聞く質問となっております。

2ページ目をお開きください。問3は貴社にある部門はどれかという質問で、問4、問

5は、前回調査では問3の質問で、女性を増やそうと思っている部門とか、女性を増やそうと思っている職種がある企業にのみ尋ねていた質問なんですけれども、今回は全ての企業に尋ねることといたしました。その上で、問5の女性が働きやすい職場にするための取組につきまして、回答項目を幾つか分かりやすい表現に少し修正しておりますが、回答項目の8、従業員の健康づくりや女性の健康課題に関する研修などを行っているという項目を今回追加しております。こちらは、今年度の国の女性版骨太の方針にも盛り込まれましたけれども、職場での女性の活躍を進めるためには、企業が女性特有の月経でありますとか、妊娠・出産、更年期症状といったライフステージごとに生じる健康課題と仕事との両立支援が求められるということが載っております。県といたしましても、企業の皆様に周知啓発していく必要があると思っておりますので、企業の現在地をはかる意味でも、今回この項目を追加しております。なお、この後、社員向けアンケートも含めまして、女性の健康課題に関する選択肢を全体的に追加しております。

次に、3ページをお願いいたします。問6では管理職に女性を積極的に登用しようと考えてますかという質問ですけれども、その後、問7で、女性の管理職への登用を増やす取組を聞き、また問9で、管理職への打診を断られた理由を聞くんですけれども、こちらにも女性の健康問題についての回答項目を追加しております。

4ページ、5ページを御覧ください。5ページの間10は、その前のページ、4ページにまとめております、育児・介護休業法に定められております、仕事と家庭の両立のための制度の対象者や利用者について聞く質問となっております。そういった制度を使っている方の実態の把握に加えまして、企業の経営者の皆様に法定の措置義務について再確認していただく意味でも、この項目、質問することとしております。

5ページの間12、こちらは今回追加した質問項目となっております。女性は結婚や出産、育児を理由に、離職をしたり非正規雇用になったりする割合が高い、いわゆるM字カーブとかL字カーブといった問題が言われておりますけれども、本人の意向に反した離職や非正規化を防ぐための制度が企業側にあるかどうかを把握するための質問です。Aが正規雇用への登用制度、Bが退職者の再雇用制度、C、短時間正社員制度、D、社内での預かりを含む子育て出勤制度、E、育休後も処遇上の差を取り戻せる昇進基準でありますとか、人事評価制度といったものとなっております。それぞれの制度の有無に加えまして、Eを除き男女問わず利用者の有無を尋ねることとしております。

6ページ間13から15も今回追加した質問項目となっております。まず、問13は、

過去3年間における結婚、出産、育児による離職や非正規化の現状を尋ねる項目となっております。また、問14で、離職や非正規を選んだ理由について、経営者の想像にはなりませんけれども、質問をすることとしております。次に、問15に移ります。問15は、介護と仕事の両立の状況について質問する項目となっております。育児と異なりまして、介護は直面している社員がいたとしても、それが表面化しないという課題がございますので、回答項目の4に、介護をしている社員がいるかもしれないが、把握できていないという選択肢を設けて現状を把握したいと考えております。

一番下、問16の女性活躍推進のために取り組んでいること、それから、次の7ページ問18の職場における女性の活躍を推進するために行政に期待する施策につきましても、女性の健康課題についての質問を追加しております。それから、同じく7ページですけれども、問19ですが、前回調査ではこの部分、女性活躍推進法の認知度を尋ねておりましたが、この法律は令和8年3月末までの時限立法となっております。現在、国のほうでさらに10年延長されることが議論されております。まだ結論は出てないんですけれども、恐らく来年、調査を実施する頃には延長の改正法が成立していると思込されるため、10年延長についての認知度を聞く予定としております。それから一番下、問20は、一般事業主行動計画の策定についての考えを聞く質問となっております。前回の調査時点では、労働者数301人以上の企業に策定義務が課されておりましたが、法改正により現在は策定義務が101人以上の企業となっておりますので、100人以下の企業に尋ねることとしております。ここでは質問に併せまして、県で行っております行動計画策定のためのアドバイザー派遣についても紹介して、企業での活動というか、企業への取組を促したいと思っております。以上が経営者向けのアンケートになります。

次に、社員向けアンケートについて説明をさせていただきます。新旧対照表は資料2-6、アンケート調査案は資料2-8を御覧いただきますようお願いいたします。アンケート自体は経営者分と一緒に企業宛てに送りますけれども、経営者の方に自社の社員名簿の一番上にくる社員を男女1人ずつ選んでいただいて、回答をお願いしてもらおうという形を取っております。その男女お二人につきましても、回答に当たっては職場の中で相談せずに自分の意見で答えてもらうようにしております。そのため、もし郵送で回答する場合は、それぞれに個人用の返信用封筒も渡してもらうように用意することとしております。

調査の内容の説明に移ります。問1は回答者自身のことを尋ねる質問ですが、先ほどの県民向け意識調査に合わせまして、性別とか、配偶者の有無のところ、あと、世帯構成な

どについて回答項目を変更しております。

2 ページを御覧ください。問3で、あなたの職場は女性にとって働きやすい職場かどうかを尋ねる質問ですけれども、前回調査では二者択一の2択の回答となっておりましたので、どちらかというのと、という項目を入れて4択としております。その上で問4については、働き続けやすいと思う理由ですけれども、こちらにも女性の健康課題についての回答を追加しております。

3 ページです。先ほどの県民向けにもありましたけれども、問5では、働き続けにくいと答えた方にその理由を聞く質問を追加しております。問6は、働き続けやすい職場にするために必要なものは何かという質問に対しまして、女性の健康課題を追加しております。

それから、4 ページの問9、管理職になりたくない理由についての質問に対しまして、女性の健康課題についての回答を追加しております。

問7、4 ページの問9にかけては、前回調査に引き続きまして、管理職になりたいか、また、なりたい理由となりにたくない理由を尋ねる質問となっております。4 ページの問10から問12につきましては、職場でのセクハラ、マタハラ、パタハラの経験や目撃の有無、ありの場合はそのときの対応を尋ねる質問となっております。

続きまして、5 ページをお願いいたします。問14では、過去5年間の育児休業・介護休業の取得の有無を聞き、問15で、取得したことがある人に対して取得期間などを聞く質問が続きますが、次の6 ページを御覧ください。

今回の調査では、先ほどの問14の質問で、取得対象ではあるが取得しなかったと回答した人に対しまして、ここ問16で、取得しなかった理由を聞く質問を追加しております。問17は、小学生以下の子供がいる方にのみ尋ねる質問で、子供が急に病気になったときとかに職場で休みが取れるかでありますとか、周りの支援があるかというものを聞くものです。

そして、次の7 ページを御覧ください。問18と問19は、先ほどの経営者向けと同じ質問を社員にも伺うものです。問18は、職場において女性活躍を推進する上での課題、問19では、女性活躍のために行政に期待することを聞くこととしておりまして、問19では、選択肢に女性の健康問題も追加しております。この2つの質問は前回調査に引き続き質問する項目でございますので、経営者と社員の認識の差を捉えることができるのではないかと考えております。以上が社員向けアンケート調査の概要になります。

また、資料2-9には、先ほどの県民向け調査と同じように前回の調査結果の概要を添

付しておりますので、後ほどまた御覧になっていただければと思います。

以上、企業向けアンケート調査につきまして説明をさせていただきました。ありがとうございます。

○河野会長

ありがとうございました。

それでは、ここまでの事務局からの説明を受け、何か御意見、御質問などございますでしょうか。ぜひよろしく申し上げます。

森脇委員、お願いします。

○森脇委員

森脇です。7ページの間19で、質問項目が「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」と書かれてありまして、正式名称で法律を書くと多分こういうふうになると思うんですけど、一般の企業では認知しているのは「女性活躍推進法」なので、括弧か何かで「女性活躍推進法」と入れたほうが認知しやすいですね。

○女性活躍推進課課長補佐

ありがとうございます。そのように法律の通称名を入れた上で聞こうと思います。

○河野会長

ありがとうございました。

そのほか、皆様、何かございますでしょうか。

宮原委員、お願いします。

○宮原委員

失礼します。私、一番最初に説明していただきました資料2-4の5ページ目の問9についてどれが多く回答が返ってくるのか、どう意識されてるのか興味があります。選択肢の2番で、「男性側に家事・育児・介護は女性がすべきものという意識があるから」という回答項目がありますが、女性がすべきものであるという意識を持っている男性が果たしてどれぐらいおられるのかなってというのがちょっとありまして、男女共同参画という言葉が長年にわたって社会の中で浸透している中で、県民の意識調査は若手から世代を超えて調査が行われると思うんですけども、アンケートでこういう刷り込みが入ると、いつまでたってもこの改革自体がいい方向に行きにくいと思うところがありまして、「家事・育児・介護は、男性、女性、どちらもが担うべきであるという意識が少ないから」とか、何かそういった言い換えができないかと気になったもので、一言申し上げます。

○女性活躍推進課長補佐

ありがとうございます。女性活躍推進課の樋口です。この質問は昨年度、うちの課ではないんですけども、県がやっている県政世論調査で質問した項目と同じ内容にしている、そこと比較したいっていうのがあってこういう内容にして、御指摘はごもっともなんですけど、先ほど言われたような内容に変えると、回答する方の意識が変わってしまうので、難しいかなと思うんですけども、ちなみに昨年の結果を申しますと、男性側に家事・育児・介護は女性がするべきものという意識があるからっていうのが50.8%でした。これは男女かわりません。実は一番多かったのが、項目1の「男性が長時間労働や休暇が取りづらい働き方をしているから」で63%でしたので、実は項目2は2番目に多かった項目です。質問にバイアスがかかっているんじゃないかという御指摘は、ごもっともだなというのは正直思ったんですけども、とはいえ、やはり50%ぐらいの方がそう思っておられるっていう意味では、やはりここは男女共同参画という視点でも重要なことではないかなと思って、本当はここが下がっていただくのがいいんですけども、ただ、質問の前提としまして、島根県では女性に比べて男性の家事・育児・介護が短いという状況、その理由を聞くところですので、やはり男性側のそういった意識を一つ課題として捉えて、こういった回答を入れさせていただいているところでございます。以上です。

○河野会長

いかがでしょうか、宮原委員。

私も、質問が誘導してしまって、強化している部分もあると思うんですね。質問って本当に難しいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮原委員

御丁寧な説明ありがとうございます。すみません、最初の説明のところでは前回比較だということちょっと失念してたので、赤い字だったので、新設の質問かなと思って、あのようなことを申し上げました。おっしゃることは十分よく分かりましたので、こちらで引き続き継続で見えていって、50%から果てしなく少なくなるというかなと思います。ありがとうございます。

○河野会長

ほかにどなたか御質問、御意見ございますか。

岡崎委員、お願いします。



○岡崎委員

県民に対する調査問11について前回との新旧対照表を見たときに、ここのテーマが前は「女性の人権について」だったのが、今回から「セクシュアルハラスメント、ドメスティックバイオレンスについて」というふうに変更されたので、このタイトルが変わったのはどうしてなのかなというのが一つの疑問と、それは想像するに、女性の人権の問題ってセクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンスの問題だけではないけど、聞いていることがセクハラとDVだからこうされたのかなと思ったのが一つと、あるいは、このセクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンスの問題は別に女性だけではなくて男性にもあることだから、のどちらかと思うんですけれども、いかがでしょうか。また、仮に「女性の人権について」を「セクハラ、DVについて」に変えた理由が、男女ともにある問題だからだということを変えられたのであれば、設問の問16の最初に「女性への」というふうに書いてあるのが、ここは女性に限定しちゃうんだなというところがちょっと何でかなと思ったので質問です。いかがでしょうか。

○女性活躍推進課長補佐

御意見ありがとうございます。お見込みのとおり、これまでは「女性の人権」というテーマでDVの問題等取り上げていましたが、DVは男性にもあるというところで、今回は「女性の人権」については変更をしてはどうかと考えたところでございます。そうしたときに、問16のところも本当にごもっともな御意見でして、検討させていただきたいと思っております。

○岡崎委員

確かに実際には、被害になるのは圧倒的に女性が多いので、問16自体はそんな変だとは思わないんですけど、せっかくタイトルを女性の人権から女性に限らずに変えられたのであれば、問16で聞かれない内容ももうちょっと。多分、男性側で被害を受けている方がこのアンケートを見たときに、あっ、こういうことも県は気にしてくれてるんだって多分、気づかれると思うんですけど、でも問16で、やっぱり「女性への」という言葉がフォーカスされると、ちょっとあれって思われるところがあるかなと思ったので、すみません。また御検討いただければと思います。

○女性活躍推進課長補佐

ありがとうございます。

○岡崎委員

あと、もう1個。社員向けのほうのアンケートの中で、用語の使い方の問題ですが、6ページの問15と16に関わるころだと思えますけど、兄弟という言葉で「兄」「弟」で書いておられて、これ結構、気にする方おられるので、「きょうだい」にするのが無難かなと思えますので、検討いただければと思います。

○女性活躍推進課長補佐

ありがとうございます。認識が不足しておりまして、修正しようと思えます。ありがとうございます。

○河野会長

ほかにいかがでしょうか。先ほどの岡崎委員のご意見に私も追加ですけれども、青少年家庭課から、男性・男児の性暴力被害についてという講座を頼まれて、12月に行うのですが、男性の性暴力、ハラスメントは女性よりも相談しにくいんですね。それは社会に「女性が受けるものだから」という認識があるからと言われています。そこで問16で女性への性犯罪、セクシュアルハラスメントとあると、「ああ、やっぱり自分は対象じゃないんだ」って思われると思います。内閣府の配偶者間暴力の調査は男性にも聞くようになっておりますので、これは「女性への」っていうのを取ると、4番、5番、「被害女性を支援し」のところは「被害者」にしたほうが、県でも男性・男児の性暴力被害についてという支援が進んでくるころなので、いいのかなと思いました。

それでは、時間になりましたので、続いて、4、報告の(1)から(3)まで、事務局から一括して説明をお願いします。

○女性活躍推進課長

失礼します。私からは、報告の(1)令和5年度施策の実施状況を説明させていただきます。資料3を御覧ください。よろしいでしょうか。令和6年度版、しまねの男女共同参画年次報告により、令和5年度の施策の推進状況、施策概要を説明させていただきます。

まず、1ページのところですが、島根県では、令和4年3月に第4次島根県男女共同参画計画を策定し、全ての方が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めております。

8ページを御覧ください。第4次島根県男女共同参画計画の施策体系となっております。この計画は、3つの基本目標の下に10項目の重点目標、そしてその目標を達成するため

の施策の方向性を26項目定めており、これに基づき各種事業を実施いたしました。

9ページを御覧ください。先ほどの3つの基本目標ごとに数値目標を定めております。基本目標Ⅰでは、女性の就職者数、係長以上の役職への女性の登用割合など7項目を、基本目標Ⅱでは、県の審議会等への女性の参画率、固定的な役割分担意識に否定的な人の割合など9項目、そして基本目標Ⅲでは、学校におけるデートDVに関する予防教育の実施率など8項目を定めております。このうち項目21、乳がん検診受診率、それと22の子宮がん（頸部）検診受診率につきましては、令和6年3月に策定した第4期島根県がん対策推進計画において目標を60%に設定したことから、本計画の数値目標につきましても50%から60%に変更しております。

次に、男女共同参画の推進状況について説明させていただきますので、13ページからの資料編を御覧ください。

13ページから18ページまでは、計画の基本目標Ⅰ、女性活躍の推進に関する状況を掲載しております。図1、女性の労働力率について、出産や育児などに当たる年齢で労働力率が一旦下がり、その後また上昇するという、いわゆるM字カーブについて、令和2年の国勢調査結果を反映させたものでございます。島根県はこのくぼみが浅く、ほぼ台形に近い状態となっております。結婚や子育て期を迎えても就労を継続する女性が多い状況にあります。

次、14ページを御覧ください。図2、女性が働き続けやすいと感じる女性の割合は、令和4年度から5年度にかけて7.4ポイント上昇しました。図3は、介護休業制度を利用した労働者がいる事業所の割合で、令和5年度は5.3%でした。図4は、育児休業制度を利用した労働者の割合です。令和5年度は、女性が92.4%と高い一方、男性は27.2%であり、大きな差がある状況です。

15ページ、図5、女性の活躍を応援するしまねの女性の活躍応援企業登録企業や、図6の従業員の子育てを積極的に応援するこっころカンパニー認定企業は年々増加をしております。

16ページを御覧ください。図7、女性就職相談窓口を利用した女性の就職者数です。これは増加傾向にあります。図8は、子育てに関するサービスが整っていると回答した人の割合ですが、平成27年度以降、7割弱で横ばいとなっております。

飛びまして、19ページからは、基本目標Ⅱ、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりに関する状況となります。初めに、政治分野です。図11-1、令和5年12月31

日現在で県議会の女性議員の割合は13.9%、市議会と町村議会はともに12.3%などとなっております。徐々に増加しております。

次に、20ページ、行政分野について。図12、県の審議会等における女性委員の割合は、令和6年4月で47.6%となっており、目標の50%を目指して取り組んでいるところです。また、市町村は28.6%で、徐々に増加はしていますが、まだ低い状況です。

21ページ、図13-2、県・市町村職員における女性の管理職の割合は、県・市町村いずれも全国と比べ高くなっております。

22ページ、23ページ、こちらでは教育分野について、公立学校における女性の管理職の割合を示しております。昨年度に比べ、特別支援学校の校長を除き全て増加しております。

24ページを御覧ください。民間企業分野については、図14、係長以上の役職への女性の登用割合は、緩やかな増加傾向にありましたが、令和5年度は22.7%となっております。図15、女性を役職に登用している事業所の割合は、令和5年度は64.0%でした。

次に、26ページを御覧ください。図の17-1、固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合、これは令和5年は73.9%でしたが、過去10年を見ますと、緩やかな増加傾向にあり、固定的な性別役割分担意識の一定の解消が図られてきていると考えております。ただし、図17-2にありますように、性別によって意識に差があることに加え、年齢別に見ると60歳代以下では、どちらかといえばそう思わないとそう思わないを回答した人の割合が約8割であるのに対しまして、70歳以上、ここでは61.6%と低く、年代による差が大きい状況にあります。

次に、27ページ、地域・農山漁村における状況につきまして、図18を御覧ください。自治会の会長の割合ですが、これは6.3%、副会長は10.6%と、ともに低い状況になっております。

28ページに行きまして、図19、PTAにおける女性の会長の割合は、特別支援学校では50%となっておりますが、小学校は12.3%、中学校は20.2%、県立高校では8.3%と低い状況にあります。

29ページを御覧ください。図21、女性の農業委員の割合は、令和5年度は12.2%で横ばいの状況が続いております。図22、農業協同組合の女性役員の割合につきましては、令和5年度は13.3%で増加傾向にあります。

次に、30ページ、図24、女性が中心となって活動している団体が行う自主的な地域活動に対し経費の一部を助成するしまね女性ファンドについては、令和5年度は採択件22件、そのうち新規が13件となっております。図25、県の防災会議における女性委員の割合は41.7%と、全国平均を大きく上回っております。また、市町村防災会議は16.9%で、これも徐々に増加しております。

31ページからは、基本目標Ⅲ、人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会づくりに関する状況となります。図26を御覧ください。第4次計画を策定するに当たり数値目標を設定した項目になりますが、県内の中学校、高校・高専、特別支援学校において、デートDV等の予防教育の実施率は高まっております。図27、女性相談の状況といたしましては、令和5年度中に県の女性相談センター等に寄せられた相談件数は4,044件で、前年度に比べ増加しております。

また、32ページ、図28、これにつきましては、主訴別の女性相談件数となっております。夫婦間の問題が全体の42.5%で、このうち夫等からの暴力は15.1%となっております。図29からは、生涯を通じた男女の健康に関する状況となります。

33ページ、図30を御覧ください。妊娠11週までの早期妊娠届出率については、全国と比べて低い状況が続いております。図31、生涯を通じた健康づくりとして、健康長寿しまねの県民運動への参加者は増加傾向にあります。

34ページ、35ページの図33、34、乳がん・子宮がんの検診受診率につきましては、数値目標のところでも触れましたけれども、島根県がん対策推進計画に基づき目標値を変更しております。図の35、ここからは誰もが安心して暮らせる環境整備に関する状況となります。島根県母子寡婦福祉連合会への委託により実施している母子家庭等就業・自立支援センターにおける就職支援で就職に結びついたひとり親世帯の割合は、令和5年度で93.3%でした。就業率を上げるだけでなく、相談件数の増加も図っているところでございます。

36ページを御覧ください。図36、人権に配慮する人が増えたと思う人の割合は、少しずつ増加しておりますが、依然として多くの人権課題が残されております。

続きまして、39ページを御覧ください。令和5年度施策の実施状況についてです。基本目標Ⅰ、あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりの重点目標1、あらゆる分野での活躍推進では、ロールモデルとなる女性の表彰や女性の就職相談窓口の設置、また、40ページにありますように働く女性のためのセミナーなどを開催いたしました。

4 2 ページを御覧ください。ここでは、企業トップの意識改革を進めていくために令和 2 年度からしまねイクボスネットワークを立ち上げておりまして、イクボスの取組を推進しておりますが、昨年度はセミナーや先進企業の視察、企業交流会などを行いました。しまねイクボスネットワークの加入企業は、昨年度末現在で 5 7 社となっております。

4 3 ページの中ほどから重点目標の 2、安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくりの取組となります。子育て世代に向けた支援の充実といたしましては、市町村が行う産後ケアの充実や、地域の多様なニーズに対応した子育て支援サービスの提供に対して支援を行いました。

4 4 ページを御覧いただきますと、保育料の軽減、放課後児童クラブの充実などに市町村と連携し取り組んでおります。また、下段の、男性の育児等への参加を促進するため、鳥取県と連携したワーク・ライフ・バランスキャンペーンや、家庭の中での役割分担や、男性の家事・育児参加について考えていただくきっかけづくりのため、家事手帳とパパの育児手帳を作成しておりまして、市町村を通じて配布をしております。

また、4 5 ページに移りますが、子育て・介護や仕事に取り組むことができる環境づくり、これでは先ほどの手帳を活用して、島根県助産師会さんの御協力をいただき、両親セミナーを 5 つの市町、企業内子育て支援セミナーを 1 1 社で開催しました。男性のための介護のミニ講座は、1 0 月と 2 月の 2 回開催し、男性の介護への参加を促進しました。

4 6 ページ、下段からの子育て・介護と仕事の両立に向けた職場環境の整備に対する支援の充実といたしましては、4 7 ページの企業へのアドバイザー派遣、また、女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金では、女性のトイレの改修、搾乳室・女性用の休憩室の整備など企業の取組を支援しました。また、育児休業の取得後の職場復帰や、子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりに取り組む企業に対し奨励金を支給し、企業の取組を後押ししました。

5 0 ページ、基本目標のⅡ、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりです。重点目標 3、県の政策・方針決定の女性の参画促進では、県の審議会等への女性参画に取り組み、市町村等へも働きかけました。重点目標 4、地域における慣行の見直しと意識の改革では、男女共同参画の理解促進のため、4 6 ページの再掲になりますので、少し戻っていただいて、4 6 ページの一番上になりますが、昨年度は江津市、大田市において、また、その下、島根県立大学の若者に向けてセミナーや講義を行い、固定的な役割分担意識の解消などに取り組みました。

51ページに進んでいただきまして、重点目標5、男女共同参画に関する教育・学習の推進では、学校などにおける教育の推進、また、52ページの家庭・地域・職場における教育の推進を行いました。

下段の重点目標6ですが、地域・農山漁村における男女共同参画の推進では、次の53ページに参りまして、地域活動における男女共同参画の推進として、啓発活動に取り組む男女共同参画サポーターの養成及び資質向上のための研修を行いました。

54ページを御覧ください。中ほど重点目標7、防災対策における男女共同参画の推進では、防災会議への女性参画について働きかけるとともに、防災部局と連携して研修等を行い、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れる取組を推進いたしました。

56ページを御覧ください。基本目標のⅢ、人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会づくりです。重点目標8、女性に対する暴力を容認しない社会の実現に向け、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間を中心に啓発・広報活動を行いました。また、県のDV相談担当者の資質向上や、57ページの各種相談窓口での専門相談、被害者へのカウンセリング、自立支援など相談支援の充実に努めました。

60ページに飛びまして、重点目標9、生涯を通じた男女の健康づくりの推進です。女性の生涯を通じた健康の悩みについて、各保健所、島根大学医学部附属病院に設置するしまねの妊娠・出産相談センター、島根県助産師会等で相談を受けるとともに、63ページの健康寿命延伸強化事業など、地域や職場での取組を推進いたしました。

64ページから68ページでは、重点目標10、誰もが安心して暮らせる環境の整備として、(1)のひとり親家庭、生活困窮者、65ページの高齢者、障がい者、それから67ページの(3)、外国人など誰もが安心して暮らせるよう、就業支援、経済的支援、生活支援等の必要な支援を行い、自立の促進や地域で安心して暮らせる環境づくりなどを進めました。

以上、大変駆け足でありましたけれども、令和5年施策の実施状況について御説明させていただきました。私からは以上です。

○女性活躍推進課長補佐

私のほうから、資料4-1、令和6年度男女共同参画の推進について御説明をさせていただきます。資料4-1を御覧ください。

こちらは、女性活躍推進課での具体的な取組について御説明させていただくものでございます。黒丸が県が直接実施する事業で、白丸は公益財団法人しまね女性センターに委託

をして実施するもの、四角はその他ということで、しまね女性センターの自主事業として実施をされているものでございます。

まず、男女共同参画の理解促進事業としまして、令和6年度予算額は、男女共同参画センターあすてらすの指定管理料を除きまして441万円となっております。

初めに、1番、男女共同参画に係る広報・啓発事業でございます。地域向けといたしまして、今年度は邑南町と隠岐の島町で実施をする予定でございます。2枚目にチラシをつけていますが、先般10月12日に隠岐の島町で「多様な視点で考える防災セミナー」を開催いたしました。22名の参加があり、講師による講義の後、グループワークを行いました。

資料の3枚目に邑南町のチラシをつけております。11月2日、「最期まであなたらしく安心して生きるために」をテーマに、男女それぞれの老後の不安を共有するセミナーを開催する予定です。映画の上映と、ファイナンシャルプランナーの講師による講演会を実施する予定としております。この地域向けセミナーは、しまね女性センターと市町村、そしてその地域の男女共同参画サポーターの方々が一緒に地域の課題を考え、企画、運営をされておまして、地域の皆様にとってより興味を持っていただける内容となっております。

次に、若者に向けた事業でございますが、これから社会へ踏み出す学生たちがジェンダーの問題に関心を持ち、固定的な性別役割分担意識にとらわれない生き方、働き方を主体的に考えるきっかけとなるよう取り組んでいるものでございます。今年度も学生が男女共同参画の視点を持って、将来の生き方や働き方などについて学ぶ講座を実施いたします。県立大学出雲キャンパス、松江キャンパス、松江高専、県立農林大学校でそれぞれ実施する予定としております。

次に、政治分野でございます。今年度は、7月12日に島根県立大学浜田キャンパスにおいて、「女性・若者の政治参加について考えよう」と題しまして講義やトークを行いました。トークでは3名の現役の議員に御登壇いただきまして、島根県における女性や若者の政治参加の現状などお話をいただきました。

次に、2番、男女共同参画サポーター養成、活動促進等事業でございます。県では、地域における男女共同参画を推進するため、身近な地域で活動していただける男女共同参画サポーターを委嘱しております。令和6年4月1日現在で110名いらっしゃいまして、そのうち自らが企画し事業を行うアクティブサポーターの方は5名いらっしゃいます。サ



ポーターの皆様に対しては、段階的に3種類の研修を実施し、主体的に啓発活動を担える人材となっただけのように取り組んでおります。また、サポーターさん同士が交流し意欲を高め合う交流会も毎年実施しております。御参考にチラシもつけておるところです。サポーターの皆様には、昨年度、例えば男女共同参画かるたを使った啓発活動ですとか、HUGと言われる避難所運営ゲーム、こちらを実施することで男女共同参画の視点による災害対応を学ぶものなど、各地域で様々な活動を行っていただいたところです。

次に、3番、相談事業でございます。男女共同参画センターあすてらすに相談窓口を設置しておりまして、研修の企画等に関する相談、それから市町村の計画策定等に関する相談、男女共同参画の視点からの防災に関する相談などの対応をしております。

次に、事業以外の取組について御説明いたします。1番、審議会等への女性の参画促進につきましては、県の審議会等への女性の参画率を令和8年度までに50%とする目標を掲げ、取組を進めているところでございます。引き続き目標の達成に向け各審議会を所管する部署、また、委員を御推薦いただいている関係団体などへの理解と周知を図ってまいります。

次に、2番、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組推進についてでございます。防災分野での男女共同参画の推進は、災害に強い社会の実現のために欠かせないということから、内閣府が示す指針、それからガイドライン、こちらを活用をすることを徹底したり、また、防災会議の女性参画の推進など、防災部局と連携をして取り組んでまいります。

次に、3番、しまね女性ファンドでございます。これは、女性が中心となって取り組む自主的な地域活動を支援するため、平成4年度に創設をしました公益信託でございます。三菱UFJ信託銀行に委託をして実施しております。県としましては、引き続き広報など工夫をいたしまして、女性の様々な活動の支援につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

#### ○女性活躍推進課長補佐

続きまして、資料4-2により、令和6年度女性活躍の推進について御説明させていただきます。

先ほどの年次報告にもありましたように、島根県は働く女性の割合が高い一方で、家庭では家事、育児の負担も女性に偏っているという状況がありまして、また、働き続けやすいと感じる女性も約半分という状況があります。ですので、どうしても女性活躍という言葉を聞きますと、もっと女性よ、頑張れって言われてるように感じるという意見もお聞き

するんですけれども、決してそうではなく、家庭に偏る女性の負担を軽減して、女性が自分らしく希望どおり職場や家庭、地域などで生き生きと活躍できるように県として取り組んでおるところでございます。以下の3つの柱によって事業を行っているところです。

まず、左のあらゆる分野での女性の活躍では、1つ目の黒丸、女性の起業支援事業といたしまして、会社に勤めるだけではなくて、多様な働き方の選択肢の一つとして起業について知っていただくセミナーを実施しております。今日、チラシも添付しておりますけれども、先輩起業家との交流会でありますとか、ミニ創業塾を開催しております、現在このミニ創業塾、4回連続セミナーを実施中でございます。

2つ目の黒丸は、働く女性を対象にしたスキルアップセミナーをしまね女性センターへの委託により実施しており、働く女性の意欲と能力の向上に加え、異業種の方とのつながりづくりの場にもなっております。こちらも今日チラシを添付させていただいております。ステップアップ編を7月に、スキルアップ編を8、9、10月と実施してまいりまして、今後は管理職や管理職候補者の方向けのレベルアップ編ですとか、今年度新たに育休復帰等に関するセミナーを開催する予定としております。

次に、就労支援といたしまして、女性の就職相談窓口レディース仕事センターを、東部は松江市、西部は浜田市に設置し、県内企業への就労を支援しております。9月末現在で、今年度の相談件数は約1,200件、就職者数は168人という状況です。女性の希望に沿った就業や転職を実現できるように、きめ細かな伴走型支援に引き続き取り組んでおります。

一番下の白丸は、女性活躍100人会議といたしまして、知事が幅広い地域や分野の女性の意見を直接聞いて、県の施策に生かしていくものです。今年度は6月に川本町で初めて開催いたしました。今後も県内各所に知事が出かけて行って実施する予定としております。

真ん中の柱、意識・行動改革、機運醸成では、1つ目の丸、企業経営者への働きかけとしてセミナーを開催するなどして、イクボスの取組を進めております。イクボスといいますと、どうしても言葉柄から育児を応援するボスと思われがちですが、もっと広い意味で、社員の私生活と仕事の両立を考えてキャリアと人生を応援しながら自らも成果を出す上司のことをイクボスと呼んでおります。こちらもチラシを添付しておりますけれども、7月には知事も出席いたしましてイクボスセミナー意識編を開催いたしました。また、参加企業の個々の課題を深掘りし、実際の行動に移していただくため、少人数のワークによる3

回連続セミナー行動編も開催しております。明日以降、3回目を県内3か所で実施することとしておりまして、あわせて、7月の意識編に登壇いただいたイクボスの先進企業の視察も明日とあさって実施することとしております。こちらもチラシをまた御覧になっていただければと思います。

次の丸ですけれども、女性活躍を進めるためには、男性が変わることが重要と考えております。家庭において女性に偏る負担をもっと男性にシフトするために、男性の家事・育児参加促進事業を行っております。両親（父親）セミナーは、初めて赤ちゃんを迎える夫婦を対象として開催しております。島根県助産師会の御協力をいただきまして、妊婦体験や赤ちゃんのお世話体験、家事・育児の分担を夫婦で考えるワークなど、夫婦で一緒に子育てをしていくためのセミナーとして、こちらもチラシをつけております。今年度県内5か所で開催しておるところです。また、企業にも助産師を派遣いたしまして、企業内子育て支援セミナーとして、仕事と家庭の両立のための職場の風土づくりを促し、職場における妊婦への配慮や子育て世帯への理解を深めていただく取組を行っており、こちらも今年度、県内8の企業で行うこととしております。

また、これらのセミナーでも使っていますけれども、先ほども説明しました男性向けの家事手帳やパパの育児手帳を今年度改訂することとしておりまして、こうした手帳を活用しながら、男性の家事・育児参加の重要性や家事・育児を担うために必要な知識や心構えについて、手軽に学ぶことのできる動画のような啓発ツールを今年度は作成をすることとしております。また、こうした取組や、鳥取県と連携してキャンペーンを展開するなどして、家庭、職場、地域の方など様々な方に男性の家事・育児参加について理解をいただくように取り組んでおるところでございます。

一番右、企業支援でございますけれども、しまね女性の活躍応援企業の登録促進、しまね子育て応援企業こころカンパニーの認定促進に向けて、1つ目の丸、企業への一般事業主行動計画策定に向けたアドバイザー派遣や、3つ目、4つ目の丸、優れた取組を行う企業の表彰などを行っております。2つ目の丸、女性活躍や従業員の仕事と子育ての両立を積極的に応援する企業に対しまして、職場環境整備や人材育成に係る経費の一部を助成する事業を実施しております。

最後に、奨励金事業についてです。下から2つ目の丸、子育てしやすい職場づくり奨励金は、時間単位の年次有給休暇制度や法定を上回る育児短時間勤務制度など、子育てしやすい多様で柔軟な働き方の制度を導入するなどの要件を満たした事業所に対し支給してお

ります。

また、一番下の丸、出産後職場復帰奨励金は、出産により休業していた女性従業員が職場復帰し、3か月以上雇用するなどの要件を満たした事業所に対し奨励金を支給しております。こうした奨励金制度を活用いただき、出産や子育てによる離職を防ぎ、安心して働き続けられる職場環境づくりに取り組む企業を引き続き支援してまいりたいと思っております。

以上のような取組によりまして、女性一人一人があらゆる分野で活躍できる環境の整備と、男性、女性にかかわらず誰もが安心して子育てや介護、仕事に取り組むことができる環境づくりを進めてまいるところでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

#### ○女性活躍推進課長補佐

失礼いたします。引き続きまして資料5を御覧ください。

こちらは、国の女性活躍・男女共同参画の重点方針2024の説明資料になります。本日この中身については説明はいたしませんけれども、男女共同参画基本計画を国も定めておりまして、その計画を着実に実行するために、毎年度、その年とその翌年に重点的に取り組む事項を定めておりまして、これが今年の6月に決定されたものでございます。4つの柱を掲げて進めていくというようになっております。また御覧いただけたらと思っております。以上になります。

#### ○河野会長

ありがとうございました。

それでは、ここまでの事務局から説明を受け、何か御意見、御質問などがございませうでしょうか。どんなことでも結構ですので、ぜひ御意見いただければと思います。

#### ○景山委員

連合島根、景山です。1点、令和6年度版の年次報告の中で、県の予算に応じていろんな施策が展開されるということは理解をいたしますし、それには限りがあるというふうにも思っておりますけれども、私が最近ちょっと課題に感じているのがひとり親家庭でして、この報告書でいうと64ページあたりになるかというふうに思うんですけれども、様々やっていたいて安心はする一方で、今年の6月に県が取りまとめて発表されましたひとり親家庭の実態についてを見ますと、やはり寡婦、それから父子、母子、いろいろとありますけれども、母子家庭が圧倒的に家庭の収入が低い、それから子供さんの教育環境が

よくないということが如実に表れておりまして、果たしてそこまで手が届いているのかということが非常に疑問に思っています。

加えて言うと、収入面でいうと、ほぼ非正規の働き方や最低賃金近傍で働かれた結果として年収が130万円程度というふうに見受けました。一方、寡婦や父子については非常に年収が高い水準、特に父子については600万円平均というふうな結果だったと思いますけれども、ですので、お金が全てではないですけれども、一定程度の生活をしていくためにはやっぱり収入というのは大きな原資となりますから、そうしたハンディキャップの中で母子家庭というところは苦労があるんだということが課題として出ておりましたので、これに満足せず、もっともっとたくさんの支援をしていくべきだという観点で拡充をぜひともお願いをしたいというのが意見でございます。以上です。

○河野会長

ありがとうございました。県のほうからお願いします。

○青少年家庭課調整監

御意見ありがとうございます。青少年家庭課の北山と申します。

確かにひとり親の実態調査の結果によりますと、母子家庭の所得の低さであるとか家庭環境が厳しい状況におかれているということはその調査結果に如実に表れているということでございますが、いただいた御意見につきましては課に持ち帰りまして、さらなる充実した施策ができるよう検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○河野会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。梶田委員、お願いします。

○梶田委員

すみません、私、特に意見というわけではありませんが、この会に初めて参加させていただきまして、この男女共同参画に関してここまでいろいろな配慮が行われ、このような専門家の方々がいろいろ知恵を出されて話し合っておられる、真剣な取組ということに非常に感銘を受けました。

実際問題、本当の意味で海外に匹敵するぐらいの割合で女性が日本で活躍できるっていう、まだそういう土壌ができていませんし、先ほどのお話にもありましたけれども、母子家庭における財政的な問題ですとか、解決していかなければならない部分はたくさんあると思います。こういう形で皆さんが、私もこの会に委員として参加させていただくようになりましたので、男性も女性も、平等な形でお金もちゃんとあって、生活していけるよう

な、そういう社会にしていけるように尽力していけたらいいなと思っております。本当に今日はありがとうございました。

○河野会長

ありがとうございます。

それでは、全体を通して御意見があればということでお願いします。

今日は学生さんの委員も参加しておられますので、ぜひ感想とか御意見とかいただけませんかでしょうか。

○灘委員

1点お聞きしたいことがありまして、令和6年度版の年次報告を見させていただいて、34ページ、35ページのほうのグラフからも分かるように、乳がん検診受診率や子宮がん検診の受診率は、島根県は全国と比べて低いっていうことになっていて、目標値も50%から60%に引き上げたってところで、今後、より目標値を達成するために取組が必要だと思っています。

その結果を受けて、後半のところ、63ページのほうで、令和5年度の施策実施状況を見たんですけれども、真ん中のほうに乳がん・子宮がん検診等の受診啓発として、リーフレットの作成や配布などの啓発活動を実施したと書かれていますが、まだまだ検診率を高めていくために取組が必要かなと思っているんですけれども、今後どのような取組をされるのかお聞きしたいなと思います。以上です。

○河野会長

よろしくをお願いします。

○健康推進課調整監

質問ありがとうございました。健康推進課の古瀬と申します。がん検診については、がん対策室というところが取り組んでおりまして、今日その者が来ておりませんが、一般的にがん検診ということに関しては市町村と連携して啓発に取り組んでおります。

今、健康推進課で話しているのは、女性の健康管理という視点で、もっともっと企業を巻き込んで啓発をやっていくことが必要かなと思っております、これまでは特に個人にスポットを当てた取組でしたけども、やっぱり企業側から大切な従業員の健康管理という面でアプローチしていただきたいと思っています。以上です。

○河野会長

よろしいでしょうか。

子宮がん検診と乳がん検診は企業健診の中に入ってないですね。働く方が多いので、ぜひ企業のほうで費用に入れていただくと受診率が増えるのではないかなとは思いますが、どうぞよろしくお願いします。

○健康推進課調整監

ありがとうございます。

健診について、もともとはどちらかというと男性の健康管理という視点で必要な健診というのが過去設けられたと聞いていますので、そういったことが企業で取り込まれるように県でどういった支援ができるか考えたいと思います。ありがとうございます。

○河野会長

よろしくお願いします。ほかにいかがでしょうか。瀧委員、お願いします。

○瀧委員

男女間の役割、家事分担の役割って、70代以上が「女性は家事とか育児をするもの」という意識が強いということで、最近若い世代と日々触れ合う中で、男女で家庭を運営していくものという意識はだんだん高まっているように肌では感じているんですが、自分の親だったり家族、上の世代の家族の意識に引っ張られていくというようなところがあって、なかなか思うように休めないとかいうことがあるのではないかなと感じることがあります。

啓発というのはすごく大事だと思うんですけど、どうしても若い方向けの啓発がすごく充実はしていると思うんですが、例えばシニア世代向けのジェンダーの考え方を説明する取組があまり見当たらないと感じます。例えば老人クラブだとかに対するアプローチがあってもいいのではないかなと。最近70歳まで働く方もだんだん増えてきておられますし、男女が気持ちよく働ける環境づくりというので高齢者の方への啓発や説明の場があってもいいのではないかなと思いましたので発言します。

○女性活躍推進課長補佐

御意見ありがとうございます。男女共同参画に興味のある方は参加していただけますが、興味がない方、関心がない方にいかに分かっていただくかというところがずっと課題になっております。

年配の方向けに特化したことは今できていないのですが、男女共同参画サポーターさんが各市町村にいらっしゃいます。サポーターさんの平均年齢も結構高くて60代とか70代の方がたくさんいらっしゃいまして、それぞれの地域で課題だなと思うことを、いかに関心のない方にも参加してもらえるか、どんなイベントをしたらいいか考えてやっていた

だいているところでした、そういった地道なところをやっていくのかなというふうに思っております。

御意見ありがとうございます。また検討していきたいと思います。

○瀧委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

○河野会長

ほかにいかがでしょうか。諏訪委員、お願いします。

○諏訪委員

私、JAしまねの女性部に所属しております。女性部の年齢がとても高いです。私は一番若いほうなのでこういったところに出させていただいておりますが、大体70代、高くても80代の方もしばしば出てこられます。

女性部活動としても研修会等が多いので、そういったことも働きかけをしていただけたらと思いました。

あと、この年次報告のところで、農業組合の女性役員のところがありましたので、私も理事になっておりまして、13.3%しかまだないんですけども、来年度また総代会というのがありまして、そこでまた役員が替わります。今は女性部の推薦は3人、あとは地区本部それぞれのところからの推薦となっております。地区の中から上がってこないとなかなか女性の居場所というのがないのですけれども、私はたまたま今地区のほうから上げていただいて出ておりますけれども、そういった15%になるようなところで今活動しているところですので、報告だけしたいと思いました。失礼します。

○河野会長

ありがとうございました。宮原委員、お願いします。

○宮原委員

私も年次報告で、このように県の各部署をわたってきめ細やかにこの男女共同参画という観点からいろいろな取組をしてるんだなと県民の一人として気づいたところなんですけれども、この推進条例がつけられたのが平成14年で十数年にやっとなります。

それがまだこのような形でたくさん啓蒙活動や、支援をしていかないといけない実態はあるんですけども、学校の教育の現場では、今、教育改革ということにもなるのかもしれませんが、小・中・高ともに課外活動を非常に熱心にしておられまして、企業訪問だったりをしておられます。私たちの会社にも、保育士や、あと子供が好きな方が志願してき



てくださる方がたくさんおられて、ここ数年本当にそういった受入れで多少忙しく感じているところなんですけれども、一人一人とお話をしてみますと、全然子供と関わりはなくても子育てに興味があるという発言する、女の子のほうが多いですけれども、男子も来てくれたりというところで増えていると思います。

小学校のときから、児童会長だったり体育祭の応援団長だったり、女子も非常に増えてきているし、学校の校長先生も、先ほどの資料にありましたけど女性も多くて、学校の現場ではそういった男女というよりも一人一人というところで、人権というところで非常に実行されているのかなとも感じます。それが十数年たって社会にその子たちが出てくるときに、またリスクリングというか、もう一度一生懸命伝えていかないといけないのかなと思っています。私たち大人世代がやっぱりそういったふうに学んできていなかったのでも今一生懸命やらないといけないなと思っています、じゃあ、会社だったり地域だったりというところでいろいろな講座があって、それには参加するかもしれないけれども、それを家庭に持ち帰って実行できるかどうかというのが非常に難しいんじゃないかなと思っています。

ひとり親家庭であっても夫婦の家庭であっても、子育てをしながら共働きでやっているけども、やっぱり女性の家事の負担が多いことについて、男性がしないということではなくて、やり方が分からないんじゃないかなって最近思います。なので、この育児をされる男性たちに対しての、女性がどんなに大変だよ、こういったことなんだよってということより先に、どういう手順っていうか、何をしたらいいのかっていうことをお伝えすることが大事だなと思って、今、会社でそういったことをやろうかと思っています、もう終わってしまったんですけれども、この地域でのコミュニケーション力を高めよう、体験編の啓蒙活動の効果的な推進に向けてということで、犬塚協太先生という方が全国の草の根的活動も事例を紹介していますって書いておられて、やっぱり草の根なんだなと思います。私たち一人一人が、自分の周りの人たちとそういった話をしたりとか、高校生も自分たち友達同士で子育てについて話す機会が今ないから、自分で企画しようと思いますと言って、ここでそういった企画をこの夏休みに立てられて、私も行ってきたんですけれども、小さな10人ぐらいの会になりまして、高校生、中学生、あと高校の先生と事務の人だったり来られまして、あと地域の人が2人ほど来られまして、何かすごく温かい、いい会になりました。なので、巨額を投じなくてもあちこちでそういったことができるといいなと思っています、まずは本当に一人一人の意識改革で、自分からっていうところが重要かと思

ました。

○河野会長

ありがとうございます。

あと少しになりますが、せっかく来ておられるので、一言お願いできませんでしょうか。

○大賀委員

このような場に初めて来させていただいて、このようにきめ細やかにされてることを知って、こんなにされているにもかかわらず、そこまで詳しいことまであまり知らなかったなっていうのがあって、男女共同参画に当たって、女性のほうはこのことを結構考えられている方とても多いと思うんですけど、男性の方にももっとしっかり知っていただくことが、より一層実現していくには必要なのかなと思ったので、男性にももっと知ってもらえるような取組というか、若い人に向けた取組とかしていったほうがいいのではないかなっていうふうに思いました。ありがとうございました。

○河野会長

ありがとうございます。天野委員、いかがでしょうか。

○天野委員

失礼いたします。私も報告やアンケートの案というところを見させていただいて、本当にきめ細やかな調査、そして報告していただきまして、個人的にもとても学びになる機会になりました。

私は青年会議所の島根ブロック協議会の会長ということなんですけれども、御挨拶でも申し上げましたとおり、県下には9つの青年会議所がありまして、それぞれに理事長だったり役職がある方がいるんですけれども、今年度であればお一人女性の理事長の方がおられまして、2025年度に年度が切り替わるんですけれども、そこには2名の理事長の女性が誕生するということで、この青年会議所、結構歴史があるんですけれども、そういった女性進出というか、女性がもう本当にトップに立つってところの変化も少しずつ現れているようなところでございます。

島根ブロック全体でいいますと、約200名の会員が所属しているんですけれども、そのうちの大体1割、20人から25人ぐらい女性会員のほうがおられまして、昔に比べたらなんですけれども、どんどん割合も少しずつですけど増えているっていうところで、私たちの運動、活動っていうのはまちづくりだったり人づくりっていうところなんですけど、ただ男女が活躍すればいいということではなく、やっぱり経済にしっかり密接に関わって

くるところだと思いますので、こういった女性、男性にかかわらず、起業だったりそういった経済活動の支援っていうところもしっかり目を向けられて取り組まれておられるというところはすごく感心させていただきましたし、私も引き続きこれを会に持ち帰って、こういったものがあるというところをしっかりと教育していきたいなと思いましたので、引き続きになりますけども、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

○河野会長

ありがとうございます。鈴木委員様、いかがでしょうか。

○鈴木委員

島根労働局の鈴木です。本日は丁寧で分かりやすい御説明ありがとうございました。

説明をお聞きして、当局の、労働局の施策と重なる部分も多いなとやはり思いまして、女性活躍という方向で向いてるところは一緒だと思いますので、連携を、県の各課と連携して進めていけたら、効率的、効果的に施策を進められるのではないかなと。昨年度はほとんどあまり連携という連携なかったもので、今年はいろいろ打合せとか御質問をいただいておりますので、引き続き連携を強化していければと思います。今日はありがとうございました。

○河野会長

ありがとうございました。では、野坂委員様、お願いします。

○野坂委員

島根県医師会の野坂です。本日はどうもいろいろとありがとうございました。大変勉強になりました。

県医師会としての男女共同参画というのは、女性医師の診療と育児等の両立支援と再就職支援等の勤務支援対策を推進するというのが命題になっています。医療現場の実際では非常に女性が多い職場で仕事をしていますし、島根大学医学部さんとも関係をしています。島根大学医学部生のほぼ半数は女性ですし、医師国家試験合格者の4割近くは女性の時代になりました。

あと、もう一つ、男女共同参画というこのワードがもう既に時代にマッチしていないのではないかという意見が、いろいろな全国の会に参加すると話題で出てくるんですが、法律で定められた用語になっておりますので、男女共同参画というタイトルに副題をつけていただくような時代になっているなと感じております。以上です。

○河野会長

ありがとうございました。

皆様御発言いただいたと思います。どうもありがとうございます。

皆様からたくさん貴重な御意見いただきましてありがとうございました。

それでは、周藤女性活躍推進統轄監から総括をお願いします。

○女性活躍推進統括監

失礼いたします。本日は委員の皆様には限られた時間ではありますけれども、熱心に御討議をいただきまして、ありがとうございます。

いただいた意見としましては、来年度実施いたします県民、企業を対象とした調査に対する御指摘ですとか御助言いただきました。また、県の取組に対しまして母子家庭への支援の拡充ですとか、検診の受診率向上に向けた啓発、こういったところまだまだ十分ではないのではないかとといった御意見もいただいております。ただ、何人かの委員の皆様から、若い方とか子供の意識って変わってきているんだけれども、なかなか地域、大人の意識を変えていくところの施策が見えにくいよと、こういったような御意見もいただいております。

いただきました意見1つずつ持ち帰らせていただいて、日頃の事業の推進ですとか、次の計画に向けて各課で検討を進めさせていただきたいと思います。また、こういった審議会の場で御意見をいただいて、それぞれの地域ですとか企業の現場の声をしっかり聞かせていただいて、今後も引き続き着実に取組を進めていく、続けていくということが大事なんだなということを改めて感じているところでございます。

皆様からいただきました意見を、またお帰りになられてから追加の御意見などもいただくようお願いもしているようでございますので、気軽に寄せていただきまして、私どもの参考とさせていただきたいと思っております。

引き続き御協力、御助言をいただくようお願いをさせていただきまして、本日閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○河野会長

ありがとうございました。

それでは、ここで議長としての務めを終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○女性活躍推進課長補佐

河野会長様、円滑な議事運営、本当にありがとうございました。

最後に、事務連絡の前に、先ほど議事の中でいただいた御意見で、岡崎委員のほうから、県民の意識・実態調査の資料2-4の8ページのところ、問16のところについて、女性への性犯罪、セクハラ、暴力をなくすためにはどうしたらよいかというところで、ここは男性への配慮がないのではという御意見をいただきまして、また検討させていただきますと私が申し上げましたが、DV等を担当しております青少年家庭課のほうから確認がありますので、大変すみませんが少しお時間をお願いします。

○青少年家庭課調整監

失礼いたします。青少年家庭課、北山です。

先ほど説明がありました問16について、「女性への性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、暴力などをなくすためにはどうしたらよいと思いますか」という問を、女性に特化するのではなく、被害者として男性も女性もというふうな御意見をいただいたかと思いません。こちらについてなんですけれども、県のDV被害者支援センターで受けております相談の男女の内訳ですけれども、女性は昨年度745件、男性からの相談は21件ということで、女性から被害の相談を受けたのが約97.2%を占めておりまして、圧倒的に女性被害者が多い状況でございます。確かにおっしゃられたとおり、男性はなかなか相談しにくかったり、受けていてもDVであるということ認識しておられない方もおられるとは思いますが、現状のところでは圧倒的に女性の被害が多いというところでございます。

あと、この選択肢の中、今回9番のところ、赤字で書いておりますけれども、インターネット上の有害コンテンツ等の削除依頼ということをするれば暴力をなくすためのよいのではないかという、こういう選択肢のところでもやはり有害コンテンツを見てみますと、女性が被害となるようなものや描写が多いかなと思っております。

あと、先ほど、11月には女性に対する暴力をなくす運動も行っておりますということを御報告させてもらったと思えますけど、これは内閣府の行っている運動で、県も一緒に女性に対する暴力が重大な人権侵害であるということの周知を図っているところです。こういったことも考慮いたしまして、この設問につきましては、例えば男性がこちらのほうに入っていないということで男性被害の方が失望されるようなことがないように、まずは女性が暴力被害を受けているということが多いという現状をここの設問に書き加えた上

で、こういう女性に対する暴力をなくすためにはどうしたらよいと思いますかという設問を検討させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○岡崎委員

私が決めていいことなのかどうか分からないですけども、最終的には県の施策の問題なので、そのようなお考えの下につくられていることであればこれ以上、いやどうしても女性をカットすべきだと申し上げるつもりはないんですけども、ただ、実際やっぱり男性の被害者もいらっしゃるし、河野先生も言われたみたいに男性のほうがより声を上げにくいというところもある中で、多分この質問に回答する男性被害者は、結構気持ちが波立つかなというふうに思ったのでちょっと申し上げたのと、あと、去年のタイトルが女性の人権というところを、あえてここでセクハラ、ドメスティック・バイオレンスというふうに抽象的にといますか、女性に限った問題じゃありませんよという姿勢を出しておきながらやっぱり最後に女性っていうのがちょっと、ジグザグが大きくて、私も余計気がついたというところがあるので、さっき言われたみたいに設問の前にやっぱり女性の被害者が多いからこういうふうに聞きますという、前置きを入れられることで確かに和らぐかなと思いますのでそうしていただいて、あと、では、そういう意味では今後の施策の中に男性被害者に対する支援だったり援助だったりというところを、別のところで入れていただくといいのかなと思いましたけど、河野先生、いかがですか。

○河野会長

確かに女性被害者はすごく多いので、それはそうだと思うんですけど、男性の被害者の方もおられるっていうその配慮を入れていただければと思います。

○青少年家庭課調整監

御意見について承知いたしました。検討させていただきます。

○女性活躍推進課長補佐

それでは、最後に、事務連絡をさせていただきます。本日時間の関係で御発言いただけなかったことにつきましては、お配りをしております用紙、こちらに御記入の上、10月31日までに事務局にメールまたはファクスでお送りいただきますようお願いいたします。

また、苦情処理専門部会の5名の委員の皆様には、正副部会長の選任をお願いしたいと思っておりますので、大変恐縮ですが、いましばらくこの場にお残りください。

最後に、本日お配りしております紫色のチラシについて、御紹介をさせていただきます。

○青少年家庭課係長

失礼いたします。青少年家庭課の潮と申します。

この紫色のチラシを御覧ください。こちら11月12日から11月25日が女性に対する暴力をなくす運動の期間になっております。この期間のこの運動の一環としまして、11月20日に「災害と女性～女性たちの声を“なかったこと”にしないために～」というテーマで公開講座を開催します。会場は県民会館で定員180名なんですけれども、要件によってはオンラインでの受講も可能となっております。参加料は無料です。私たち一人一人があらゆる暴力を自分の身近にあるものとして気づき、考えることが暴力をなくすための力となりますので、この機会にぜひ御参加をお願いいたします。以上です。

○女性活躍推進課長補佐

それでは、これもちまして、令和6年度島根県男女共同参画審議会を閉会いたします。

本日は、委員の皆様、誠にありがとうございました。